



発行元：(株)南柏リビング 所在地：千葉県流山市加 5-1700-1
TEL:04-7197-4519 E-mail:info@minamikashiwa-living.co.jp

みなさんこんにちは。代表の川村です。先月全国の相続税路線価が公表されました。今回も東京、千葉、神奈川、埼玉などの都市部で大きく上昇しているようです。千葉県全体では平均して4.7%の前年比上昇率。当社の本支店のある流山市と柏市では、流山で10%、柏で7.7%の上昇率となっています。路線価が上昇すると不動産取引価格が押し上げられるため、不動産オーナーは売却によって得られる利益が大きくなります。また不動産評価が上昇するため、担保価値が上がり企業が融資を受けやすくなるといったメリットがあります。反面、購入価格の上昇、固定資産税や相続税の上昇も見込まれ長期的な視野に立った対策が必要となる場合もあります。何か気になることがありましたらお気軽にご相談ください。

第1回南柏女子将棋大会



7月13日(土)第1回南柏女子将棋大会を開催しました。大会には、市内はもちろん、県外からエントリーされる方もいらっしゃいました。7歳から47歳まで年齢も幅広い女性の方、総勢11名の参加。半数以上が初心者、8割が4級以下といったこともあり、とても和やかな雰囲気の大会となりました。大会は、予選リーグ戦、決勝トーナメント制とし、予選敗退者同士で練習対局を行いました。また初心者の大会なのでチェスクロックは使用せず、1対局15分程度で進めました。決勝トーナメントは、各予選リーグ1位2位の4人がチェスクロックを使用し、10分切れ負けとしました。決勝戦はAB両ブロックの1位同士が激突。両者予選から準決勝まで自分から仕掛けを行い、主導権を握って押し切ることの多い棋風同士の対決でした。お互いに攻めあう力戦調の将棋になるかと思いきや一転A1位尾畑さんの攻めをB1位高橋さんがしっかりと受け止める展開。足し算の受けて攻めを

受けきり、相手からもらった駒で逆襲。尾畑さんもできる限りの正確な受けて頑張りますが、攻めの時に渡してしまった駒が多く、受けきれず投了。結果、優勝は、高橋愛央衣さん(7歳)、準優勝は、尾畑知和さん(13歳)、3位は、北澤初音さん(10歳)、4位小田原蘭舞さん(16歳)となりました。決勝戦も3位決定戦もとても見ごたえのある対局でした。年齢、棋力も様々なみなさんでしたが、対局を通じて仲良くなり、大会終了後も練習対局や交流を図る様子も見られ、当支部のモットーである「一緒に楽しく将棋を」を体現する大会となり大変うれしくなりました。今後も地域に根付いた普及活動に努めてまいります。



虎に翼 法律を考える

NHK朝の連ドラ「虎に翼」で「尊属殺」についてのお話がありました。尊属殺とは、血族の中で自分より先の世代に当たるもの「父母・祖父母」を殺害するものであり、旧刑法では通常の殺人とは別に加重規定が設けられていました。尊属に対する考え方は、フランス刑法を由来とする、江戸期以降の儒学思想(朱子学)に由来するなど諸説ありますが、家長を中心とした旧家族法の考え方と極めて親和性が高いと思われます。例えば、現在でも残っている特例に「親族相盗例」(刑法244条)があります。直系の親族間の窃盗等の罪は、刑を免除するというものです。これは、「親族間で金を取られても、お上は関与しないよ」が法の趣旨で「家の中のことは家長が解決しなさい」という旧家族法の考え方が根底にあります。また他にも、実務の運用として、成年後見人制度では、子が親の成年後見人になるのは稀(統計上2割程度)で、裁判所は、ほとんど弁護士などの専門家を指定しています。これも「子が老後の親の面倒をみるのは当然である。親が生きている間は、子が勝手に親の財産を処分してはならない」という旧家族法の考え方を踏まえていると思われます。尊属殺については昭和48年に最高裁の違憲判決が出されます。その際の多数派意見は、通常の殺人と比較して、あまりにも量刑に差がある点が違憲であるとし、刑の加重について最高裁は、その後も合憲性を認めておりました。しかし、その後、刑法の平易化の改正時に(平成7年)、尊属に対する加重規定がすべて削除されます。これは最高裁での違憲判決の際、「尊属」という考え方自体を否定的にとらえた少数意見を根拠として刑法の改正がなされたものであり、事の是非はともかく、法の改正手続きとして、極めて杜撰との誹りを免れないものであったと思います。 [法学修士(九州大学大学院) 川村 拓也]